

標準服・園服の寄付にご協力ください

～中央区標準服等リユース事業「りゅぽ～と」～

区では、令和6年度から卒業や成長に伴って着られなくなった区立学校・幼稚園の標準服・園服を回収し、クリーニングや補修を行った上で、必要とする子どもの保護者にクリーニングなどの実費相当額で譲渡する「中央区標準服等リユース事業」を開

始します。

リユースされる標準服などが、子どもたちの間を渡っていくときに寄る港(ポート)をイメージして、愛称名を「りゅぽ～と」としました。

ご不要になった標準服・園服で、他のお子さんに使っていただけるもの

がありましたら、ぜひご寄付ください。

対象となる標準服・園服

本事業に参加している区立学校・幼稚園の標準服・園服

寄付方法

標準服や園服を袋に入れて、テープなどで封をし、事業に参加している学校・幼稚園に設置している回収ボックスに入れる。

◎参加学校・幼稚園、対象となる標準服・園服の種類などの詳細は**HP**

をご覧ください。

◎回収ボックスに入ったものは返却できません。

譲渡会の開催

令和6年9月から、毎月1回譲渡会を開催予定です。

◎開催日が近づきましたら、**HP**などでお知らせします。

環境課環境啓発係

☎(6278)8243

区**HP**



東京都知事選挙 投票日 7月7日(日)

郵便等投票制度のごあんない

郵便等投票制度

郵便等投票は、身体に重度の障害がある方や介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」の方で、投票日に投票所へ行くことが困難な場合に、現在住んでいる場所で投票用紙に記載をし、郵送で投票する制度です。次の要件に当てはまる方は、この制度をご利用ください。

郵便等投票のできる方

別表1のとおり

郵便等投票証明書の申請

郵便等投票をするには「郵便等投票証明書」(郵便等投票ができる人であることの証明書)の交付を受ける

必要があります。

証明書の交付申請は**別図1**をご覧ください。選挙の時期に限らず、いつでも申請することができます。

「郵便等投票証明書」は選挙の都度、投票用紙などの請求に必要となりますので大切に保管してください。

投票用紙などの請求および投票

「郵便等投票証明書」をお持ちの方には、区選挙管理委員会から、7月7日(日)に執行される東京都知事選挙の投票用紙などの請求書を送付しますので、「郵便等投票証明書」を添えて請求してください(**別表2**参照)。投票用紙などの請求、投票方法な

どについては**別図2**のとおり。

代理記載制度

「郵便等投票証明書」をお持ちの方で**別表3**に該当する方は、あらかじめ申請をすることにより、代理記載の方法で投票することができます。詳しくはお問い合わせください。

別表3 代理記載制度該当者

手帳の種類	障害名	等級など
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚	特別項症から第2項症まで

別表4 投票所変更対象地域一覧

投票区	投票所	投票区域
(旧1)	京橋区民館	(廃止)
(旧2)	泰明小学校	(廃止)
1	京橋プラザ	八重洲二丁目、京橋、銀座一・二・三・四丁目、(新富)
2	銀座中学校	銀座五・六・七・八丁目
20	晴海特別出張所	勝どき二丁目18番、勝どき四丁目6番、晴海三・四丁目
21	晴海西小・中学校	晴海五丁目

◎投票区域の(新富)については変更ありません。

◎第20投票区 晴海特別出張所、第21投票区 晴海西小・中学校は新規に開設する投票所です。

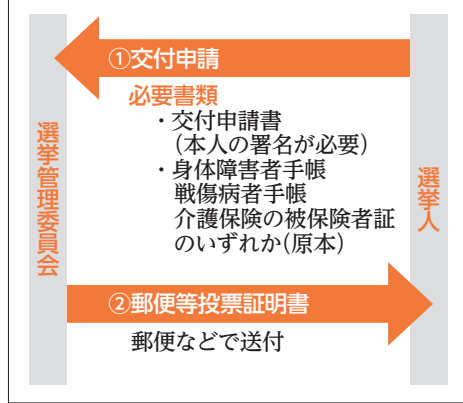
別表1 郵便等投票ができる方

手帳の種類など	障害名など	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫機能障害、肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症まで
	要介護状態区分	要介護5
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

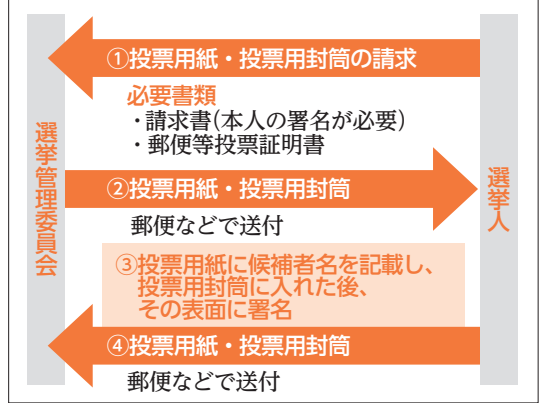
別表2 投票用紙などの請求および発送

選挙管理委員会から投票用紙などの請求書送付	投票用紙などの請求期限	投票用紙などの発送日
6月上旬	7月3日(水)	6月18日(火)～

別図1 郵便等投票証明書の交付申請



別図2 投票用紙などの請求および投票方法



ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定を受けませんか

対象

区内に事務所を置き、常時雇用する従業員数が300人以下の企業、一般社団法人、一般財団法人など

認定要件

・仕事と子育て・介護の両立支援

に積極的に取り組んでいること

・従業員が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいること

・従業員が地域活動などに参加しやすい環境づくりに積極的に取

り組んでいること
認定を受けるメリット

- ・従業員の名刺や企業**HP**などに認定ロゴマークを使えます。
- ・企業の取り組み内容が「区のおしらせ ちゅうおう」をはじめ、**区HP**などで紹介されます。
- ・中央区商工業融資の融資利率優遇を受けられます(別途審査あり)。

・区発注契約における総合評価入札の加点や優先指名などの優遇の適用を受けられます。

申し込み方法

10月31日(必着)までに所定の申請書を**区**へ。

◎申請書、募集案内は男女平等センターで配布する他、電話やメールでも請求できます。

◎詳しくは問い合わせください。

ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーをご活用ください

区では、仕事と子育て・介護の両立支援や長時間労働削減など、働きやすい職場づくりに取り組みたい、またはさらに取り組みを向上させたい事業所に、アドバイザー(経営コンサルタントや社会保険労務士など)を派遣しています。

対象

区内に事業所を置き、常時雇用する従業員数が300人以下の企業、一般社団法人、一般財団法人など

アドバイザーによる支援内容

・有給休暇取得促進や残業時間削減のためのアドバイス

・男性の育児休業取得促進に向けたアドバイスなど

派遣回数

1企業原則4回まで

申し込み方法

12月27日(必着)までに所定の申請書を**区**へ。

◎予定数に達した場合は、募集期間内であっても受け付け終了。

◎申請書、募集案内は男女平等センターで配布する他、電話やメールでも請求できます。

◎詳しくは問い合わせください。

中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定

区では、仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場づくりなど、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に取り組んでいる事業所を認定しています。4月11日に認定式を行い、認定証の楯が授与されました。認定企業の取り組みは**区HP**で公開しています。

【今回認定された事業所】

東京証券信用組合



☎104-0043

中央区湊1-1-1

総務課男女共同参画係

☎(5543)0651



▲認定企業紹介 ▲推進企業募集 ▲アドバイザー派遣

(8)

「区のおしらせ ちゅうおう」は区役所、特別出張所、区民館などの区施設、コミュニティバス、区内公衆浴場、一部金融機関、百貨店、ファミリーマート(一部店舗を除く)、都営地下鉄の駅(東銀座・宝町・築地市場・日本橋・人形町・東日本橋・馬喰横山・浜町・勝どき・月島)、東京メトロの駅(京橋・銀座・東銀座・新富町・築地・八丁堀・三越前・日本橋・人形町・茅場町・小伝馬町・水天宮前・月島)、J Rの駅(新日本橋・馬喰町)、文化堂でも配布しています。

凡例
※費用の記載がないものは無料
区お問い合わせ(申込)先
HP
ホームページ
Eメール
アドレス

区のおしらせ
ちゅうおう



区の公式
SNSなど

